

仕 様 書

1. 件名

水産庁語学研修(韓国語、中国語及びロシア語)業務

2. 目的

我が国排他的経済水域(EEZ)における韓国・中国・ロシア漁船の無許可操業取締り及び許可船に対する操業条件履行状況等の確認を担う漁業監督公務員の語学能力向上

3. 仕様

(1) 言語

韓国語、中国語及びロシア語

(2) 研修教材

- ・受講生用のテキストを令和5年4月10日(月)までに受注者が用意すること。テキストには日本語を当該国の国語に翻訳したものを記載する。なお、初心者でもわかり易いテキストとすること。
- ・なお、テキストには漁業、取締、刑法、刑事訴訟法等において用いられる専門用語を盛り込むこと。元となる専門用語及び文例は発注者と協議し受注者が用意すること。
- ・研修教材の配布者は、下記別表の受講人員の範囲内で水産庁が必要に応じて定めることができるものとする。
- ・過去のテキストを参考閲覧したい場合には、発注者と協議するものとする。

(3) 研修レベル

各実施場所には、初心者・初級者・中級者等受講者様々なレベルの者がいることから、各実施場所ごとに協議し進めること。クラス分けを行う場合についても同様とする。

(4) 講師

- ・講師は1名以上とする。
- ・受注者は、派遣する講師を決定又は変更したときは、当該講師の氏名等を研修期間の開始10日前までに各実施場所に連絡すること。

(5) 旅費

講師派遣に要する旅費は受注者負担とする。

(6) 本業務の業務執行体制

- ・受注者は、本仕様書に示す業務の対応責任者及び担当者を各1名選定し、業務執行体制を明確にすること。
- ・受注者は、実施場所・言語ごとの研修実績を、研修終了後速やかに発注者に報告すること。なお、報告する場合は、日別の出席者名簿(様式は自由)を併せて報告すること。

4 実施場所等

- ・実施場所、実施言語、実施時間数及び受講人員については、下記別表のとおり。
- ・なお、新型コロナウイルスの影響等により対面での研修が難しい場合は、オンラインによる開催をすることができる。
- ・具体的な実施時期については、令和5年4月10日(月)から令和6年3月8日(金)までの間において各実施場所ごとに協議し決定する。

5 その他

この仕様に記載なき事項については、発注者と受注者として協議するものとする。

[別表] 実施場所、実施言語、実施時間数及び受講人員

(単位:時間)

	実施場所	韓国語	中国語	ロシア語	受講人員
1	水産庁漁業取締本部 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	72	72	0	各 35名
2	鳳翔丸 東京都内の岸壁	12	12	12	各 30名
3	東光丸 東京都内の岸壁	18	18	18	各 29名
4	照洋丸 東京都内の岸壁	24	24	24	各 32名
5	水産庁漁業取締本部札幌支部 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎12F	24	0	30	各 20名
6	水産庁漁業取締本部札幌支部「白竜丸」 小樽港厩町岸壁	0	18	18	各 27名
7	水産庁漁業取締本部仙台支部 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15	0	36	48	各 10名
8	水産庁漁業取締本部新潟支部 新潟県新潟市中央区八千代1-5-15	40	30	0	各 10名
9	水産庁漁業取締本部新潟支部「白鷺丸」 新潟県新潟市万代島埠頭岸壁	24	24	0	各 24名
10	水産庁漁業取締本部境港支部 鳥取県境港市昭和町9-1	60	28	0	各 11名
11	水産庁漁業取締本部境港支部「白嶺丸」 境港市大正町内航1号岸壁 (巡視船専用岸壁)	24	24	0	各 24名
12	白鷺(水産庁漁業取締本部神戸支部) 兵庫県神戸市中央区海岸通29または 神戸港脇浜岸壁	15	15	0	各 5名
13	水産庁漁業取締本部福岡支部 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内5F	120	120	0	各 32名
14	水産庁漁業取締本部福岡支部「白鷗丸」 博多港長浜船だまり岸壁	12	12	0	各 23名
15	水産庁漁業取締本部福岡支部「白萩丸」 博多港長浜船だまり岸壁	24	24	0	各 24名
16	内閣府沖縄総合事務局 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	80	96	0	各 19名
	合計	549	553	150	のべ 720名